

スズキ ディスクロージャーポリシー

当社のディスクロージャーの基本的な考え方、適時開示体制の概要、株主との建設的な対話等については次の通りです。

1. ディスクロージャーの基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な企業活動を通じて、株主様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーから信頼され、かつ国際社会の中でさらなる貢献をして、持続的に発展していく企業であり続けたいと考えています。その実現のためにはコーポレートガバナンスの継続的な向上が不可欠であると認識し、経営の最重要課題の一つとして様々な施策に積極的に取り組んでいます。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえ、今後も、株主の権利・平等性の確保、取締役会及び監査役会の実効性の確保、内部統制システムの充実等に継続して努めてまいります。また、ステークホルダーや社会から一層のご信頼をいただけるよう、法令や規則が定める情報の迅速、正確かつ公平な開示を行うほか、当社に対するご理解を深めていただくために有益と判断する情報の積極的な開示にも努め、企業の透明性をさらに高めてまいります。

2. 適時開示体制の概要

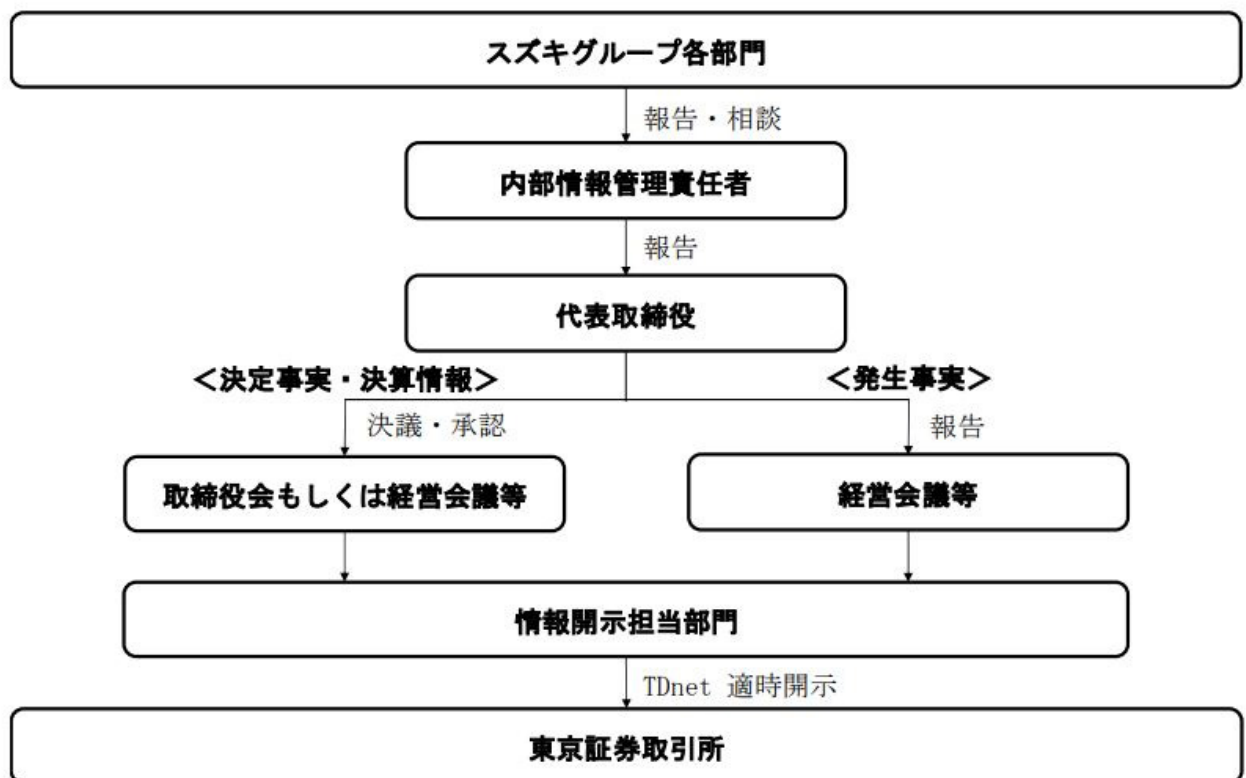
(1) 適時開示に係る基本方針

- ・当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に従って、正確・公平かつ迅速な情報開示を行っています。さらに、当社グループを理解していただくための有用な情報につきましても、積極的な開示に努めています。
- ・また、当社は、「インサイダー取引管理規程」を定め、重要事実の適時開示に係る社内体制を構築するとともに、適時開示情報の秘密保持の徹底及びインサイダー取引の未然防止に努めています。

(2) 適時開示に係る社内体制

- ・適時開示義務に該当する可能性のあるスズキグループ各部門の情報は、当社内部情報管理責任者が収集・一元管理を行います。
- ・適時開示の要否は、当社内部情報管理責任者を中心に、有価証券上場規程等に基づいて判断します。
- ・当社内部情報管理責任者は、遅滞なく代表取締役に報告し、決定事実及び決算情報については取締役会もしくは経営会議等にて決議・承認後、発生事実については経営会議等に報告後、速やかに情報開示担当部門より適時開示を行います。

適時開示体制の概要



3. 株主との建設的な対話

当社は、中長期的な視点での株主と建設的な対話により株主の関心や懸念を把握することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると考え、株主との対話の促進に努めています。株主との建設的な対話を促進するための方針は、次のとおりです。

(1) IR担当

- ・東京にIR担当役員が常駐し、IR取材の窓口として担当グループを設置しています。これをサポートするために、本社には決算短信、IR資料等の開示資料を作成する部門を設置しています。
- ・株主等との対話には、株主の希望や主な関心事項を踏まえて合理的な範囲で対応することとし、応対者については合理的な範囲で取締役や的確に説明ができる知識・経験を有する上位の役職者が臨むことを基本とします。

(2) 関係部門との連携

- ・東京のIR窓口部門と本社のIRサポート部門は、関係部門と連携し株主等との対話のテーマにより事前に検討・認識の共有を図ります。テーマによっては関係部門も出席するものとします。

(3) 対話の手段

- ・個別面談のほか、証券アナリスト・機関投資家向けの四半期毎の決算説明会、国内

外でのインベスターズ・カンファレンス、IRイベント（新車発表会、事業説明会、技術説明会等）を随時、実施します。また、当社のホームページに掲載するIR関連資料（英訳を含む）の充実を図ります。

(4) フィードバック

- ・株主等との面談で得られた意見、関心、懸念等は、適宜、経営陣に報告し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活かします。

(5) インサイダー情報の管理

- ・インサイダー情報が外部に漏えいしないよう管理を徹底します。
- ・決算発表前1ヵ月間程度のサイレント期間（沈黙期間）を設け、株主等との決算情報に関する対話を制限します。
- ・株主等との対話に際しては、相互監視の観点から、原則として複数名で対応します。

(6) 公平な情報開示

- ・投資家、証券アナリスト等、取引関係者への情報開示に際しては、金融商品取引法に定められたフェア・ディスクロージャー・ルールを遵守します。

以上